

新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書

(基本方針)

厚生労働省は、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第2号に掲げる感染症及び同法第34条の規定に基づき政令で指定する感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の流行局面において、新型インフルエンザ等の流行地域から入国又は帰国し検疫所で検査を受け陰性が確認された者（以下「入所者」という。）の待機施設（以下「検疫待機施設」という。）を確保する。

検疫待機施設の確保に当たっては、まずは民間施設の活用による対応が前提となるが、不測の事態に備え、各府省庁及び独立行政法人と協議後、速やかに検疫待機施設として開設するため、開設までの必要な手続について、次のとおり覚書を締結する。

(開設の手続)

- 第1条 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長 森田 博通（以下「甲」という。）は、独立行政法人国際協力機構総務部長 津田 陽子（以下「乙」という。）に対して、新型インフルエンザ等の世界的発生動向と我が国への影響等を踏まえて必要な場合、次条に掲げる物件（以下「宿泊エリア」という。）を検疫待機施設として提供することを要請（以下「提供要請」という。）する。
- 2 甲は、宿泊エリアに研修員等が入居している場合には、乙からの求めに応じ、提供要請前に、近隣の宿泊先確保を含む、乙による組織及び事業運営（研修業務等）の継続を可能とするために必要な措置を講じる。
 - 3 乙は、第1項の提供要請を受けた場合、乙の研修業務等及び災害時等の避難所としての宿泊エリアの貸出の状況、建物管理業者の協力可能範囲等を踏まえ、甲に対して、速やかに、受諾の可否を回答する。
 - 4 乙は、前項の規定により、受諾可能と回答した場合は、その回答した日から、原則として、4日以内に宿泊エリアを甲に引き渡す。なお、乙は、第2項に定める甲による必要な措置を踏まえ、宿泊エリアに入居している研修員等の移動・居室内の清掃等、引き渡しのために必要な措置を講じるとともに、速やかな引き渡しに努める。
 - 5 甲は、検疫待機施設の開設に際し、予め地元自治体等への説明を行う。説明にあたり、甲は、乙の協力を求めることができる。
 - 6 甲は、宿泊エリアの検疫待機施設としての使用を終了するときは、終了する7日前までに乙に通知し、終了するまでに厚生労働省の負担で宿泊エリアを原状回復の上、乙に返還する。
 - 7 乙は、乙の業務上必要な場合には、宿泊エリアの検疫待機施設としての使用を終了するよう、甲に求めることができる。

(使用物件)

第2条 乙が検疫待機施設として甲に使用させる施設は、後記の建物（及び付帯設備）とする。

(1) 所在地 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(2) 名称 独立行政法人国際協力機構 関西センター宿泊エリア

2 宿泊エリアを利用するにあたり、甲の事務局運営のため、1階出入口吹き抜け部を挟み宿泊エリア側（西側）2階及び4階の会議室も使用対象とする。

(費用負担等)

第3条 検疫待機施設の引き渡し前の準備及び原状回復に要する費用、並びに検疫待機施設の使用期間中の乙による組織及び事業運営（研修業務等）の継続を可能とするために必要な措置を要する費用を含め、検疫待機施設としての開設及び使用に伴い発生する必要な費用は、甲乙協議の上、原則として厚生労働省が負担する。

2 前項の費用負担の詳細及び役割分担その他検疫待機施設の開設にあたって必要な事項については、甲乙協議の上、別途、協定書を締結する。

(損害補償等)

第4条 甲又は入所者が故意又は過失により、乙若しくは検疫待機施設又は第三者に損害を与えた場合は、甲が損害回復の責任を負うものとする。

2 検疫待機施設で発生した入所者の死傷等の事故については、乙に故意又は重過失がない限り、甲がその責任を負うものとし、補償が必要となる場合には、厚生労働省がその負担をする。

(秘密保持)

第5条 甲又は乙は、検疫待機施設の開設及び使用にあたって、知り得たそれぞれの秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、検疫待機施設の開設及び使用に必要な範囲を超えて利用し、甲又は乙による事前の同意なく、第三者に提供してはならない。なお、原則として個人情報相互に提供しないこととするが、提供の必要が生じた場合には、別途その取扱いについて協議する。

2 甲又は乙は、秘密情報が不要になった場合又は検疫待機施設の使用期間終了時には、速やかに甲又は乙に秘密情報等を返却又は廃棄しなければならない。本覚書の終了時も同様とする。

3 甲又は乙は、秘密情報の漏洩等が発生し、またそのおそれがある場合には、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講じるとともに、速やかに甲又は乙に報告しなければならない。

(覚書の有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、覚書を締結した日から令和7年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方より解約又は変更の申し出がない場合は、本覚書は、同一条件により1年間更新するものとし、その後同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、都度、甲乙協議の上定める。

甲と乙とは、本覚書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。

令和6年6月5日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部企画・検疫課長 森田博



乙 東京都千代田区二番町5-2-5
独立行政法人国際協力機構
総務部長 津田陽

